

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成25年6月25日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成25年4月24日午前9時57分、（略）所有の自動車
で、妻が町道昭和・戸口線を走行中、道路脇の山手側から落石が
あり、フロントガラスと車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金246,140円
内訳（車両修理費用） | |